

福島第一原子力発電所事故による汚染水の陸上保管を求める意見書

2021年4月13日、政府は東京電力が福島第一原子力発電所敷地内にあるタンクに保管しているALPS（多核種除去設備）処理汚染水を、2年後を目途に海洋放出処分とすることを決定した。

当初、タンクに保管する処理汚染水は、ALPS等で除去できないトリチウムだけが残るとされていた。しかし2018年9月28日、東京電力と経済産業省はトリチウム以外にセシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129など30近い放射性物質が残留しており、その約8割が環境放出可能な基準値を超えていたことを明らかにした。また政府は、トリチウム水の分子構造は水とほとんど変わらないため人体に重大な影響はないと説明するが、体内に取り込まれたトリチウムが有機結合型トリチウムに変化することで長期に体内にとどまり、遺伝子変異や内部被ばくを引き起こすリスクは無視できない。

たとえ排出基準以下に薄めても長期に放出し続ければ海藻や魚を汚染し、海底の泥にたまり最終的に地球全体を汚染することになる。日本も批准している国連海洋法条約第235条では、「いずれの国も、海洋環境の保護及び保全に関する自国の国際的義務を履行するものとし、国際法に基づいて責任を負う」ことが定められており、国際的にも日本のこのような無責任は許されない。

政府によれば、処理汚染水に含まれる放射性物質トリチウムを国の放出基準の40分の1（1リットル当たり1,500ベクレル）を下回るように薄めるとのことだが、保管されている処理汚染水を処理するには、事故前の福島第一原発の管理基準で放出しても30年以上かかる見通しである。実際は放出管理基準の10分の1程度しか排出していなかったため、それを考慮すればさらに長期化すると予想される。政府はこれ以上汚染水が増え続け、タンクを増設する敷地が足りなくなることを海洋放出の理由としているが、実行可能な技術的代替策として、堅牢な大型タンクによる保管継続やモルタル固化処分などがNGOや専門家から提案されている。政府はこれらの代替案を検討する際に、海洋放出を91か月かけて行うという非現実的な想定をしており、30年以上かかる海洋放出終了までの漏洩リスクを無視している。また堅牢な大型タンクでの保管については、選択肢として挙げていないのは不誠実である。そもそも技術的にも費用的にも見通しが立っていないデブリの取り出しや40年間の廃炉計画を前提に敷地を確保しようとして、海洋放出を決定しているのは大きな間違いである。

そもそも政府は 2015 年 1 月、処理汚染水の海洋放出について、「関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない」と約束した。ALPS 小委員会の報告書提出前後に行われた公聴会でも、地元漁業関係者は強く反対し、福島県内の 40 市町村から反対の決議文が提出された。さらに全漁連、福島県漁連の会長は、今回の海洋放出を決定する直前の菅首相との面談において反対を表明している。こうした一連の約束や意思表示が無視されるとともに、原発事故から 10 年もの間、地元漁業の復興・再開に向けて懸命に重ねてきた努力を無に帰すような今回の決定は、まさに関係者にとっては死活問題にかかわる重要な決定であり、現在も断固反対の姿勢を変えていない。政府は約束を守るべきである。

太平洋に面し、海水浴場発祥の地である大磯町は、漁業や釣り、マリンスポーツなど多くの海の恵みを楽しんでおり、町の重要な資源であるきれいな海を次世代に引き継ぐ責任が我々にはある。

よって政府に対し以下の 4 点を強く求める。

記

1. 福島第一原子力発電所の事故による ALPS（多核種除去設備）処理汚染水の海洋放出決定を取り消し、長期陸上保管すること。
2. トリチウムを含む放射性核種の分離・回収技術を開発すること。
3. デブリの空冷化を早期に実現し、事故炉を「外構シールド」で覆い放射能の拡散を防ぐ「長期遮蔽管理」に移行すること。
4. 漁業関係者の声を重く受け止め、処理汚染水に含まれる放射性物質の総量を示し、開かれた場で検討や議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月16日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
農林水産大臣	野上浩太郎殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
環境大臣	小泉進次郎殿
復興大臣	平沢勝栄殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 高橋 英俊